

相模原市外郭団体改革推進計画の後期における
各団体の改革の方向性に関する建議書

令和5年3月

相模原市外郭団体経営検討委員会

はじめに

相模原市では、外郭団体の経営効率化や健全経営について、令和3年度から令和9年度を取組期間とする「相模原市外郭団体改革推進計画」を令和3年4月に策定し取り組んでいるが、令和6年度から令和9年度までの相模原市外郭団体改革推進計画の後期における各団体の改革の方向性及び取組項目については、令和5年度までに見直しを行った上で決定することとしている。

外郭団体経営検討委員会では、第三者の視点で専門的な立場から外郭団体の経営改革に関する様々な意見をこれまで継続的に付してきており、相模原市外郭団体改革推進計画の後期における各団体の改革の方向性について、令和3年度から審議を行い、各団体に求められる役割や経営状況、団体固有の課題等を踏まえ、その結果をまとめたのでここに建議する。

市の行政を補完する役割を果たすために設立された外郭団体は、民間的手法を用いて公共性・公益性が高い事業を柔軟かつ効果的に行うことにより、地域において市民の暮らしを支える重要な役割を担い、地域活性化や市民サービスの向上に寄与してきた。

一方で、外郭団体の改革についてはこれまでの取組により一定の成果を挙げることができたものの、社会経済情勢の変化や本格的な人口減少社会を迎え、相模原市の行財政を取り巻く状況は厳しさを増しており、市において持続可能な行財政基盤の構築に向けた「相模原市行財政構造改革プラン」を策定して取り組んでいる中、各外郭団体においても実効性のある経営改革を断行し、より効率的で自立した経営の実現に向けて取り組むとともに、社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの変化に対応していくため、団体の意義や役割から改めて見直し、必要に応じて団体の形態を含めて現状維持に留まることなく、積極的に役割を果たしていくことが強く求められている。

こうした状況においても増加する行政需要に対応していくためには、市は外郭団体の改革に指導力を発揮しながら、団体と一層連携を深め、有効に活用していくことが不可欠であるとともに、各団体においても自ら率先して改革を進め、より健全な経営を追求しながら、既成概念にとらわれない柔軟な発想で、市と共に、相模原市民への貢献、ひいては未来につながる相模原市の発展に大いに貢献されることを期待している。

令和5年3月20日

相模原市外郭団体経営検討委員会 委員長 出雲 明子

1 対象法人

この建議を行うに当たり対象とした法人は、相模原市外郭団体改革推進計画（以下「改革推進計画」という。）の対象団体から、既に解散している相模原市土地開発公社を除いた以下の12団体とする。

- (1) 市の出資率が4分の1以上の法人（国又は他の地方公共団体と共同出資した法人であって、その出資率が本市の出資率以上である法人を除く。） 8団体

法人名	市出資率
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	97.8%
公益財団法人相模原市民文化財団	100.0%
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団	100.0%
公益財団法人相模原市健康福祉財団	49.7%
株式会社さがみはら産業創造センター	47.4%
公益財団法人相模原市スポーツ協会	43.7%
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	40.0%
公益財団法人相模原市産業振興財団	40.0%

- (2) 市の行政を補完する役割を担う法人として市が継続的に人的又は財政的支援を行う必要があると認めた法人であって、市長が特に指定するもの 4団体

法人名	市出資率
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	0%
公益社団法人相模原市シルバー人材センター	0%
公益社団法人相模原市防災協会	0%
公益社団法人相模原市観光協会	0%

2 外郭団体経営検討委員会による検討経過

この建議を行うに当たっては、令和3年度から6回の外郭団体経営検討委員会を開催し、検討を行った。その経過は次のとおりである。

(1) 令和3年度

ア 第1回 令和4年2月15日（火）

議題1 相模原市外郭団体改革推進計画について

議題2 外郭団体の評価及び外郭団体改革推進計画の進行管理について

議題3 相模原市外郭団体改革推進計画の各外郭団体の後期の方向性の検討について

(2) 令和4年度

ア 第1回 令和4年5月10日（火）

議題1 公益財団法人相模原市民文化財団のヒアリング

議題2 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターのヒアリング

議題3 株式会社さがみはら産業創造センターのヒアリング

議題4 公益財団法人相模原市産業振興財団のヒアリング

イ 第2回 令和4年5月17日（火）

議題1 公益財団法人相模原市健康福祉財団のヒアリング

議題2 公益社団法人相模原市シルバー人材センターのヒアリング

議題3 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団のヒアリング

議題4 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会のヒアリング

ウ 第3回 令和4年5月24日（火）

議題1 公益社団法人相模原市防災協会のヒアリング

議題2 公益社団法人相模原市観光協会のヒアリング

議題3 公益財団法人相模原市まち・みどり公社のヒアリング

議題4 公益財団法人相模原市スポーツ協会のヒアリング

エ 第4回 令和4年7月5日（火）

議題1 各外郭団体の課題の整理と今後の方向性の検討

オ 第5回 令和5年2月22日（水）～28日（火）

議題1 相模原市外郭団体改革推進計画の後期における各団体の改革の方向性について

3 各団体の今後の改革の方向性に関する基本的な考え方

市が令和3年4月に策定し、令和9年度までを計画期間として取り組んでいる改革推進計画における考え方を基本とし、各団体の役割や経営状況、固有の課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各団体の今後の改革の方向性を建議する。

(1) 市が外郭団体に求める機能

ア 行政支援機能

市が施策等を企画・立案するに際し、専門的ノウハウを生かすとともに、関連した提案・助言を行う。

イ 機動力機能

公共性・公益性と企業性を併せ持つ外郭団体の性質を生かし、経済状況の変化や制度・規制の変化に、柔軟かつ迅速に対応を行う。

ウ コーディネーター機能

市民、地域団体、民間企業及び行政が協働で行う事業を推進する。

エ 行政の補完機能

市が施策を推進するに当たり、施策を補完する事業の実施や、民間企業、非営利法人との協働、民間企業等に委ねることが難しい特殊な事業や非定型な事業、市場性の薄い事業を実施する。

(2) 関与の方針

ア 財政的関与

外郭団体は独立した事業主体として、公共性・公益性が高い事業を行う団体である。その経営は、原則として外郭団体の自助努力により行われるべきであるが、外郭団体の性質上、効率的かつ効果的な経営を行っても、外郭団体の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、市が補助等の支援を行うこともやむを得ない。しかし、市が支援を行う場合にあっても、漫然と補助等を継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないよう、特に留意することが重要である。

イ 人的関与

外郭団体の役員等の登用及び職員の採用に当たっては、限りある人的資源で効率的、効果的な事業実施を行うために、専門的な知識や優れた経営感覚等を有する人材の確保と育成が重要であり、公募を含む積極的な民間人材の登用、外郭団体職員の育成を進める必要がある。

(3) 取組に当たっての基本的な考え方

ア 外郭団体としての意義及び使命の再検証

社会経済情勢の変化に伴い市民ニーズも変化することから、現在の各団体の意義は何か、市民ニーズに応えるためにはどのような使命をもって取り組む必要があるのか

を再検証し、既に設立目的が達成されている場合や他の民間事業者で類似するサービスを提供している場合は、外郭団体としての意義や必要性が薄れていると言えることから、統合や廃止、役割の再整理を行う必要がある。

イ 外郭団体の経営効率化・健全経営の推進

外郭団体に対して市が行っている出資や支出している補助金等の原資は市民の税金であることから、効率的・効果的に使われなければならない。現在の財務状況や将来の財政状況の見通し、事業の実施状況及び成果等を精査し、非効率的な経営や財務状況の悪化が見受けられる場合には、早急に経営改善に取り組む必要がある。

また、小規模で財政基盤が弱い団体や類似の機能を持つ団体は、健全経営や経営効率化の観点から、在り方等を再検証し、従来の形にとらわれない時代に合わせた柔軟な見直しを行う必要がある。

ウ 外郭団体との連携と活用

国の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年8月5日総務省通知）においては「単独の地方公共団体が自ら直接に事務事業を執行する手法のみによっては、地域住民が必要とする住民サービスの提供、施策の展開等が困難となってきている。」「行政が担うべき分野全般においても、より効率的な業務の執行が求められている。公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、これらの課題を克服していく上で、有効な手法となる場合がある。」とされている。また、改革推進計画においても、3つの基本的な考え方の1つとして外郭団体との連携と活用を位置付けている。

今後、急速な高齢化や本格的な人口減少を迎える中において、市が新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくためには、外郭団体の在り方や役割を見直し、経営効率化や健全経営の徹底を図った上で、市は外郭団体と一層連携し、有効に活用して、市民サービスの向上や地域活性化に取り組んでいく必要がある。併せて、外郭団体においては、その専門性や機動力等の市が求める機能を強化し、市の政策との連動性を高めていくことにより、その役割を果たしていく必要がある。

(4) 主な指導の視点

ア 自主的、効率的な財政運営

外郭団体は、民間的経営手法によって、より効率的で柔軟な発想に基づき、公共性・公益性が高い事業を実施することが期待されている。寄附金の募集や収益事業の実施により、自主財源の確保に努め、自立化及び経営安定化を図る必要がある。

イ 事務事業の見直し

外郭団体は、実施している事業の不断の見直しを行い、社会経済情勢の変化によりニーズが減少しているものや実効性が薄いものは、廃止や実施手法等の見直しを行う必要がある。また、他の民間事業者で代替が可能な事業など、外郭団体が実施する必要性に乏しい事業は廃止する必要がある。

引き続き実施する事業においても、実施手法について見直しを行い、コストの抑制を図るとともに、サービスの質や生産性を向上させる必要がある。

ウ 専門性の向上と特徴ある事業の実施

外郭団体は、専門性と機動力を生かして、公共性・公益性が高い事業を、市が直接実施するよりも効率的・効果的に行うことが期待されていることから、専門性の向上及びノウハウの蓄積に努めることが重要であり、先進的な手法を取り入れた特徴ある事業を展開する必要がある。

エ 人材の育成・確保

職員の採用や役員の登用に当たっては、専門的な知識や優れた経営感覚等を有する人材の確保が重要である。外郭団体は市から独立した事業主体として、自らの責任において事業を遂行する法人であることから、専門的な知識や優れた経営感覚等を身に付けるための研修を充実させる必要がある。

また、他の外郭団体や民間事業者等との人事交流の実施等に取り組むことで、職員の資質向上や組織の活性化を図る必要がある。

オ 組織、人員体制の効率化

外郭団体は人員配置の適正化、組織の簡素化により、意思決定の迅速化を図り、効率的で機動力のある組織運営を行う必要がある。

また、外郭団体は市から独立した事業主体であることから、職員の給与については、業務内容や経営状況等を踏まえ、団体独自の給与体系を整備するとともに、職員評価制度と連動した職員の指導・育成や処遇体制の構築により、職員のモチベーションの維持・向上を図る必要がある。

4 各団体の今後の改革の方向性

(1) 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

<p>設立目的</p>	<p>誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市環境の形成に必要な都市施設やみどりに関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与すること。</p>
<p>改革の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体としての意義や使命を検証した上で、役割や機能を再整理し、より明確にする ・ 業務の再編等を進め、統合を検討する ・ 更なる事業展開に取り組む
<p>課題と見直しの方向性</p>	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市と目指すべきまちづくりの方向性や課題等を共有し、時代に即した新たな主体的な取組を検討されたい。 ○ 設立趣旨は異なるが、スポーツ・レクリエーション施設の管理運営といった実施業務が類似していることや、スポーツを通じたまちづくりを更に推進する観点から、公益財団法人相模原市スポーツ協会との事務事業の共同実施や人事交流等の連携を進めるとともに、統合による管理部門の強化及び効率化について検討されたい。 ○ 相模原市総合計画の重点テーマに少子化対策が掲げられており、市は子育てしやすい環境づくりを進めていることから、指定管理者となっている施設において施設の魅力向上につながる更なる事業展開を検討されたい。 ○ 緑化推進事業は市が推進しているゼロカーボンやSDGsとの親和性が高いことから、既存事業に留まることなく、新たな事業展開に努められたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧公益財団法人相模原市都市整備公社に係るまちづくり事業について、既に設置目的が達成されている可能性があることから、団体に求めることを整理されたい。 ○ 旧公益財団法人相模原市都市整備公社に係るまちづくり事業について既に設置目的が達成されている場合は、旧公益財団法人相模原市都市整備公社に係る市の出資金（2,000千円）について出資率の引き下げを検討されたい。 ○ 公益財団法人相模原市スポーツ協会との統合の検討が進むよう取り組まれたい。

人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長職について職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材の登用を積極的に検討されたい。 ○ 新たな事業を展開する際には、効果的な組織体制や人材の育成及び確保についても併せて検討されたい。
-----------------	---

(2) 公益財団法人相模原市民文化財団

設立目的	文化を身近に感じることでできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与すること。
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経営効率化に取り組む ・更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主財源（指定管理者となっている施設の利用料金収入や企業からの協賛金等）の確保につながる事業展開を意識し、収入増加及び一層の経営効率化を図られたい。 ○ 文化芸術は音楽や演劇のほかに、舞踏や写真、書道等、多岐にわたることから、指定管理業務に過度に依存することなく、団体の存在意義や責任、役割を意識した既存の事業にとらわれない多様な事業展開に努められたい。また、多様な事業展開に向け、文化芸術に関連した団体や美術大学等との関係性の強化及び構築を進められたい。 ○ 部活動の地域移行について中学校等と指導者とのコーディネート機能を担うことができるよう、市の動向を踏まえ環境整備に努められたい。 ○ 近隣市においても文化芸術に関連した団体があることから、より効果的な幅広い事業展開を推進するため、事業の共同実施や人事交流等を検討されたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術施策の実現に向けて市が実施する事業について、団体が保有する経営資源を用いることでより効率的・効果的な事業展開が図れるものがないか検証されたい。 ○ 部活動の地域移行について団体の活用を検討されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も理事長職については、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材を登用されたい。 ○ 職員の世代交代を意識した人材育成に取り組むとともに、年齢構成を意識した採用に努められたい。

(3) 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

設立目的	相模原市と連携し、相模原市における社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること。
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経営効率化に取り組む ・更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の多くが公募のない指定管理事業であり、安定した収入の確保が見込まれることから、中長期的な視点を持って管理費（事務費）の削減に取り組まれない。 ○ 今後も障害者支援に係る地域のトップランナーとして、期待される役割を果たしていけるよう、社会情勢や利用者ニーズを捉えた既存事業の見直しを行うとともに、福祉従事者の人材育成の拡充や新たな事業展開に取り組まれない。 ○ 相模原市立けやき体育館の指定管理者として、障害者スポーツの更なる普及につながるよう、公益財団法人相模原市スポーツ協会と連携する等により、更なる事業展開を検討されたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の管理費（事務費）の削減を促進するとともに、補助金の額について精査されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長職について職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材の登用を積極的に検討されたい。

(4) 公益財団法人相模原市健康福祉財団

設立目的	相模原市、一般社団法人相模原市医師会、公益社団法人相模原市病院協会及び公益社団法人神奈川県看護協会との連携及び協調のもとに、看護師及び他の医療従事者の養成並びに研修に関する事業を行うことにより、相模原市の医療供給体制の充実を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与すること。
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経営効率化に取り組む ・更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度と平成30年度を比較すると、人件費率が10%程度増加し、給料手当が14%程度増加している。増加している要因を分析するとともに、今後の財政推計も踏まえ、独自の給与体系の構築についても検討されたい。 ○ 団体の設立目的は「看護師及び他の医療従事者の養成並びに研修に関する事業を行う」とされているが、看護師以外の医療従事者の養成はされていない。他の医療従事者を養成すること

	<p>の考え方について整理されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在看護師が復職することは市の医療供給体制の充実につながることから、復職を支援する事業の拡充に努められたい。 ○ 市から借用し、校舎として利用している旧磯野台小学校は築後40年を経過していることから、市とともに今後の修繕について議論を進められたい。また、議論の中では特定資産として保有している校舎大規模修繕事業準備資金の活用方策についても検討されたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の決算や財政推計に鑑み、補助金の額について精査されたい。 ○ 団体の設立目的は「看護師及び他の医療従事者の養成並びに研修に関する事業を行う」とされているが、看護師以外の医療従事者の養成はされていない。他の医療従事者を養成することの考え方について整理されたい。 ○ 市が団体に校舎として貸与している旧磯野台小学校は築後40年を経過していることから、団体とともに今後の修繕について議論を進められたい。また、議論の中では、団体が特定資産として保有している校舎大規模修繕事業準備資金の活用方策についても検討されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校運営に知見のある者の役員への登用について検討されたい。 ○ 受験生の確保に向けた取組をさらに推進するため、知見のある者を採用するなど、今後の体制について検討されたい。

(5) 株式会社さがみはら産業創造センター

設立目的	新規創業者及び新分野進出を目指す中小企業の支援
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体としての意義や使命を検証した上で、役割や機能を再整理し、より明確にする ・ 更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が実施している伴走型の創業者支援事業の参加者に対して、その後の継続的な支援を行うなど、市の産業施策と連携した新たな事業の実施を検討されたい。 ○ 市内のオフィスビルの不足等の要因により、入居期間に制限が設けられている施設を除き、入居企業が固定化している傾向にある。固定化を防ぐための方策を検討するとともに、これまでのインキュベーションノウハウを生かした建物を持たない形での事業など、支援する中小企業が増えるような事業展開を

	<p>検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体が位置している橋本駅はリニア中央新幹線の開通が予定されており、今後新たなまちづくりが進められることから、これまで以上に団体の役割を果たしていくことができるよう、市の産業施策と連携し、将来を見据えた新たな分野の創業支援・企業支援に積極的に取り組まされたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内には他の産業機関も存在していることから、市が団体に求めることや、団体の果たすべき役割、機能を明確にされたい。 ○ 市の産業政策と団体の事業との連動の位置付けを明確にした上で、団体を市の外郭団体として位置付けておく必要性が薄れている場合は、出資率を引き下げることにより、外郭団体の対象から外すことについて検討されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	—

(6) 公益財団法人相模原市スポーツ協会

設立目的	市民の体育・スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の再編等を進め、統合を検討する ・更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立趣旨は異なるが、更なるスポーツ振興に向け、ソフト事業の積極的な展開に経営資源を集中するため、公益財団法人相模原市まち・みどり公社との統合による管理部門の強化及び効率化について検討されたい。 ○ 統合に当たっては、事務事業の共同実施や人事交流等の連携を進め、ソフト事業の効果の増幅や組織の活性化を図られたい。 ○ 公益社団法人相模原市観光協会と連携するなど、スポーツツーリズムを推進するための事業展開を検討されたい。 ○ 障害者の健康増進等が目的である相模原市立けやき体育館の指定管理者である社会福祉法人相模原市社会福祉事業団と連携するなど、障害者スポーツに関する事業展開を検討されたい。 ○ 部活動の地域移行について中学校等と指導者（種目協会等）とのコーディネート機能を担うことができるよう、市の動向を踏まえ環境整備に努められたい。

	<p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人相模原市まち・みどり公社との統合の検討が進むよう取り組まれない。 ○ 部活動の地域移行について団体の活用を検討されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンス体制を強化する観点から、監事職について1名は会計の専門家を登用されたい。

(7) 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター

設立目的	<p>相模原市内の企業に勤務する勤労者と事業主及び相模原市内に居住し市外の企業に勤務する勤労者等に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図り、もって産業の振興及び地域社会の活性化に寄与すること。</p>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の再編等を進め、統合を検討する ・ 引き続き経営効率化に取り組む ・ 既存事業の見直しに取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員と経営者という支援対象者の違いはあるが、ともに市内企業等を対象とした事業を展開していることから、公益財団法人相模原市産業振興財団との統合による管理部門の強化や、従業員と経営者の双方の立場を踏まえた一体的な事業展開について検討されたい。 ○ 平成29年度以降、赤字決算が続いていることから、収支相償に向けて具体的な取組内容を明らかにし、実行されたい。 ○ 平成30年度にあじさいメイツの月額会費を400円から600円に値上げした際に、積み立てた基金を会員に還元するため、値上げ幅以上にサービスを拡充しているが、基金の取崩しがこのまま続いた場合、10～15年後には事業運営基金が底をつく可能性がある。今後も安定したサービスを提供するための基金の活用について検討されたい。 ○ 今後も変化する会員ニーズや労働、雇用環境に対応した事業を続けていくため、一部業務を委託している民間事業者と重複しているあじさいメイツオリジナルサービスの廃止など、サービスの廃止・見直し等に取り組まれない。また、あじさいメイツの運営について、会費収入や福利厚生事業収入で賄うことができる割合を増やすよう努められたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人相模原市産業振興財団との統合の検討が進むよう取り組まれない。 ○ 団体の事務事業の見直しを促進するとともに、補助金の額に

	ついて精査されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固有職員のキャリア形成の観点から、事務局長職について固有職員からの選任を検討されたい。 ○ 職員の世代交代を意識した人材育成に取り組むとともに、年齢構成を意識した採用に努められたい。

(8) 公益財団法人相模原市産業振興財団

設立目的	相模原市及び周辺地域における産業の振興を図るため、経営の安定と発展、産業人材の確保と育成、国際化や情報化の促進等の事業を行い、もって地域経済の発展に寄与すること。
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体としての意義や使命を検証した上で、役割や機能を再整理し、より明確にする ・ 業務の再編等を進め、統合を検討する ・ 引き続き経営効率化に取り組む ・ 既存事業の見直しに取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者と従業員という支援対象者の違いはあるが、ともに市内企業等を対象とした事業を展開していることから、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターとの統合による管理部門の強化や、経営者と従業員の双方の立場を踏まえた一体的な事業展開について検討されたい。 ○ 産業振興財団を除く本市の外郭団体（11団体）の過去5年間の市への財政依存度（市からの委託料及び補助金収入が経常収益に占める割合）が51.8%であるのに対し、産業振興財団の財政依存度の平均は88.3%と最も高く、自主的運営が望める状況にない。また、改革推進計画の前期の取組項目に自主財源の確保として国の補助金を指標にした目標があるが、これまで補助金が獲得できていない。自主財源として寄附金の獲得に努めていることは評価できるが、自主財源を確保しながら市内企業の支援ができる取組を検討されたい。 ○ 市から受託しているものづくり企業総合支援事業では、市内企業への個別訪問を行うことで事業内容や課題を把握し、その内容をもとに企業同士のマッチング等の支援を行っている。後継者不足が懸念され事業承継が課題となる中で、他の産業関連機関と連携することより、製造業はもとよりそれ以外の業種に係る情報も集め、マッチング等の強化につながる取組を推進されたい。 ○ 市の産業施策と連携し、将来を見据えた企業支援に積極的に取り組まれたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際化の進展を踏まえ、海外企業と市内企業のマッチング等を強化する事業を検討されたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内には他の産業機関も存在していることから、市が団体に求めることや、団体の果たすべき役割、機能を明確にされたい。 ○ 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターとの統合の検討が進むよう取り組まされたい。 ○ 団体の自主的、効率的な経営を促進するとともに、補助金の額について精査されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固有職員のキャリア形成の観点から、事務局長職について固有職員からの選任を検討されたい。

(9) 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

設立目的	相模原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ること。
改革の方向性	・引き続き経営効率化に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度の経常増減額はプラスとなったが、それ以前は近年赤字決算が続いていた。収支相償に向けて具体的で実効性のある取組を進められたい。 ○ 賛助会費収入は団体の貴重な財源だが、現在の自治会を通じた集金方法では自治会加入率が減少している中において、会費収入の減少は避けられない。集金方法の見直しを図り、今後も賛助会費を確保するための取組を検討されたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の自主的、効率的な経営を促進するとともに、補助金の額について精査されたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長職について職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材の登用を積極的に検討されたい。

(10) 公益社団法人相模原市シルバー人材センター

設立目的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。
------	--

改革の方向性	・引き続き経営効率化に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の正規職員について、中途退職者が多い傾向にあることから、職員の定着に向けた取組を進められたい。 ○ 社会経済情勢の変化により会員数が減少し、会員の平均年齢は上昇しているが、今後もこうした傾向は続く可能性は高い。高年齢者が生きがいを持って働くことができるような新たな就業の場の獲得や、就業実会員数の増加に向けた取組を検討されたい。 <p>【市に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度当初に、市が2,000万円程度を貸付け、団体は年度末までに返済しているが、改革推進計画において、団体への貸付金の支出は原則として行わないこととしており、やむを得ず行う場合も必要最小限度に留めるとともに、市場の貸付金利や預金金利等を勘案し、適切な利息を徴収することとしている。利息の徴収について検討するとともに、引き続き貸付額の縮減を図られたい。
人員配置、組織の簡素化の方向性	○ ガバナンス体制を強化する観点から、監事職について1名は会計の専門家を登用されたい。

(11) 公益社団法人相模原市防災協会

設立目的	火災、地震等による災害から相模原市民の生活を守るため、市民及び事業所関係者の防災意識、防災知識及び行動力の向上並びに防災体制の強化促進に資する事業を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与すること。
改革の方向性	・引き続き経営効率化に取り組む ・更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災協会を除く本市の外郭団体の公益法人（8団体）の令和3年度の管理費率（経常収益に占める管理費の割合）が4.2%であるのに対し、防災協会の管理費率は20.8%である。また、正味財産増減計算書が公開されている他の政令指定都市の防災協会（8団体）の管理費率の平均は11.2%であった。管理費率が高い要因を分析し、管理費の削減に向けた取組を検討されたい。 ○ 市への財政依存度は他の団体と比較して平均的であり、市に依存しすぎない運営はできているが、財政規模が小さく、講習や訓練といった対人業務が多いことから、新型コロナウイルス

	<p>感染症の感染拡大に伴い、業務に大きな影響を受ける状況が生じた。今後はこうした事態においても経営への影響が比較的小さくなるよう、対人業務に偏らない新たな事業展開を検討されたい。また、コロナ禍で数年に渡って様々な訓練が中止されてきた現状も踏まえ、市民への防災知識の普及啓発のために、更なる訓練業務の推進に努められたい。</p> <p>【市に対する意見】</p> <p>○ 団体の自主的、効率的な経営を促進するとともに、補助金の額について精査されたい。</p>
人員配置、組織の簡素化の方向性	—

(12) 公益社団法人相模原市観光協会

設立目的	相模原市及び周辺地域の観光事業の推進により、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与すること。
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経営効率化に取り組む ・更なる事業展開に取り組む
課題と見直しの方向性	<p>【団体に対する意見】</p> <p>○ 新たな事業を展開するためには既存事業による収益の向上が不可欠である。アンテナショップの運営については、市の観光等の情報発信という面も踏まえながら、商品展開の拡充やオンラインショップの展開、市外への単発的な出店等により、収益の向上に取り組まされたい。</p> <p>○ 供給体制が整っていない事業者を支援する事業など、産業機関との連携も図りながら、新たな名産品を生み出すための事業の展開を検討されたい。</p> <p>○ 引き続き市内の他の観光協会と連携するとともに、近隣市町村の関係団体と連携した広域的な事業展開の検討をされたい。</p> <p>○ 公益財団法人相模原市スポーツ協会と連携するなど、スポーツツーリズムを推進するための事業展開を検討されたい。</p> <p>【市に対する意見】</p> <p>○ 観光施策の実現に向けて市が実施する事業について、団体が保有する経営資源を用いることでより効率的・効果的な事業展開が図れるものがないか検証されたい。</p> <p>○ 市が団体に管理運営を委託している市営キャンプ場については、河川のオープン化制度の活用等も含め、管理運営の在り方等を整理されたい。</p>
人員配置、組織の簡素化の方向性	—

資料

● 附属機関の設置に関する条例(昭和37年条例第17号)【抜粋】 (設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
市長	相模原市外郭団体経営検討委員会	本市と密接な関係にある外郭団体の経営状況等について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	3人以内	2年(補欠委員の任期にあつては、前任者の残任期間)

● 相模原市外郭団体経営検討委員会規則(平成24年規則第43号) (趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市外郭団体経営検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第2条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する法人であつて市長が指定するものの経営状況等について、調査審議等をするものとする。

(1) 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人。ただし、国又は他の地方公共団体と共同で出資した法人であつて、当該国又は他の地方公共団体の出資率が本市の出資率を超える法人を除く。

(2) 本市の事務事業を補完する役割を担う法人として本市が継続的に人的又は財政的支援を行っている法人

(委員)

第3条 委員は、外郭団体又は企業の経営について専門的な知識又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って公開とすることができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、外郭団体総合調整事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

● 外郭団体経営検討委員会委員名簿

氏名	役職等
出雲 明子 (委員長)	明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 専任教授 相模原市総合計画審議会委員、昭島市情報公開・個人情報保護審査会委員、大阪府市「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会委員
仲尾 あかね	公認会計士 税理士
仁科 亮	中小企業診断士 社会保険労務士 川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会委員、横浜商工会議所専門相談員